

Title	露国及極東露領の関税政策 (上)
Sub Title	
Author	堀切, 善兵衛
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.9 (1916. 9) ,p.1243(39)- 1275(71)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160901-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

る階級に繋がるやを確むると共に、社會政策に依て平時社會協同の精神を助長するの必要を斷ずるに難からざるなり。

戦後兵卒として出征したる者が歸還して、労働市場に入らんとする場合に、今日労働に従ひつゝある者に如何なる影響を及ぼす可きや、戦時資力の薄弱と爲れる職工組合は如何にして戦後組合員中に失業者の増加したる場合に、其救助を全うするを得るや否や、戦時緩和せられたる職工組合の制限的政策は如何なる状態の下に復舊せらる可きや、戦前既に端を發したる産業同盟の主義は戦後に復活す可きや否や、是等は何れも英國産業社會の前途に於ける重大問題にして、吾輩が更に稿を新にして、論述せんと欲する所なり。

露國及極東露領の關稅政策(上)

堀切善兵衛

一 緒言

從來歐米各國の經濟政策就中其關稅政策を論述せる著書中に英、米、獨、佛の夫れを記述するは普通なれども露國に就きては注意を拂ふこと極めて少なし。同時に歐米諸國に關しては研究資料亦少なしとなさゞれども其植民地の關稅政策に付きては研究上遺憾なる點頗る多し。然も我國は直接に歐米諸國と隣接せずして却て其植民地とは目睫の間に立てり。従て將來我海外貿易の發展を期する爲めには是等歐米諸國が東洋に於て領有する其植民地の關稅政策に關して充分考慮する所無かる可らざるは言を俟たざる所なり。

今日極東に存する獨立國は我國を除きて支那と暹羅あるに過ぎず、然も此兩國

は關稅政策上に於て頗る抑遜的態度に出で徒らに關稅の累壁を高くして外國品を排斥せんと欲せざるなり。試みに暹羅の例に付きて見るに其關稅法の冒頭に「外國民に屬する船舶にてサイアム王國に輸入さるゝ物品の稅は其價格に對し三パーセントを越へざる可し」と規定し、唯麥酒及酒類はアルコールの強度に由り從價十パーセントを越へざる程度に於て課稅すとの規定を設け以て僅かに三パーセントの例外を形作るあるのみ。斯の如く輸入稅に付きては殆んど無稅に等しき有様なるより暹羅政府は別に輸出稅を規定して以て國庫の收入に當て居れり。されど此輸出稅は敢て外國品の當國に輸入せらるゝを妨害するものに非らざるが故諸外國に對し何等の不都合を生ずる事あらざるなり。又支那の如きも近年國民的自覺心發生し所謂利權回收運動の如き時々現はれざるに非らざれども然も關稅政策に對し偏務協定の義務を負擔するが故重要輸入品に付尙ほ極めて低度の輸入稅率を規定するに過ぎざる也。而して是等兩國が或は無稅に近く、或は然らざる迄も高度の保護稅を設定せざるは決して自由主義を以て自國に最も利益なりと思考したるが爲めに非らずして只列強より餘儀なくせられて低度の稅率を設定

したるものたるや明白なり。吾人は今茲に自由貿易と保護貿易の可否に付きて喋々せんとする者に非ず。唯自國が自由主義に傾くと保護政策を採用しつゝあるとに論なく、對外貿易の相手方が自由貿易を實行するは我輸出貿易に取りて極めて有利都合なるを認めざる能はず。されば自由貿易論者は獨り自國が自由政策を實行するに満足せず、務めて諸外國をして同一政策を實施せしめんと欲する次第にして其相手國が對等の地位に在る文明國ならんには唯其爲す所に放任するの外なければども、苟くも其相手國が政治上の勢力微弱にして強壓的手段を以て之に臨むを得るが如き場合には自國の輸出品に對して保護的高稅率を規定するを極力妨害するの常なり、即ち日露戰爭以前までの我國の如き實に歐米列國との協定に拘束せられて思ふが儘に我稅率を増減するを得ざりしは全く餘儀なくせられたる自由政策なりしと云ふも過言に非ず。今日の支那、暹羅の如き日露戦前の我國と同一境遇の下に在るや云ふまでもなく、同時に英國植民地の重なるものは今日何れも保護主義を極端まで實行しつゝあるに拘らず、獨り印度は自由政策を墨守しつゝあるは是を以て印度人民の利益を主として割出したる結果に非ずして本

國の輸出貿易の利益を主眼としたる政策たるや疑ふの餘地なきなり。

然るに支那暹羅印度等を除き極東若くは南洋濠洲等の歐米植民地に至りては何れも相等の保護税を設けて自國品に便宜を與へ外國品の輸入を沮害せんとせざるはなし殊に濠洲及佛領印度支那は其甚しきものにして米領フヒリツピン亦近年其本國の影響を受け輸入税率決して輕しと爲さず。

此間に立ちて獨り露國はバイカル以東の東部西比利亞に對し從來殆んど自由貿易主義を採用したりしは吾人の特に注意を要する所なりとす。而して露國は十數年來其本國及西部西比利亞に對して保護政策を採用し工業品半製品食料品等に對し盛に其税率を加重したるに拘らず獨りバイカル以東の東部西比利亞に對してのみは寛大なる經濟政策を實施しつゝ有りたるは元と是等地方の開發に資せんとする其利己的精神より出でたる所なるに相違なしとするも兎に角に其税率の非常に低かりし事實は我對露貿易上多大の利益たりしや明かなり。唯後段詳述するが如く今回の歐州戰爭に關聯し露國は財政上の必要を理由として從來極東露領に於て無稅品たりし多數物品に對し新たに課稅するに至りしが故我對露

輸出品は夫れだけ打撃を受くるに至りたれども然も斯の如きは一時の現象として吾人は戰爭終局の上は必ず戰前の狀態に復舊せんことを希望せざる能はず。少くとも我外交當局者に在りては今日より其復舊に向つて露國と交渉し置くの必要ありと信するものなり。然るに近來我國は露國を初め交戰國に多大の軍器及軍需品を供給し爲めに輸出超過在外正貨の激増を見るに至れりとして上下慶喜措くざる有様なれども軍器及軍需品の供給の如きは元より一時の事にして歐洲戰爭終結の上は引き續き其輸出を見るものに非ず。從て此種の輸出増加は深く頼みと爲すに足らず。寧ろ將來に取りて永續的に我輸出品たる可きもの、販路に注意するの肝要なるや言を俟たざる所なる可し。而して將來永續的に我輸出品たる可きは今回露國の課稅に由りて打撃を蒙りたるものを推さざる可らざるが故戰後に其税率の撤廢を期するの一事は我當局者の大に務めざる可らざる所たるや言を俟たず。而して今日に至る迄我當局者の念頭に此問題の存せざりしに非らざるもの、如し然れども昨冬露國の課稅に對する我國よりの抗議は輸入税は内地消費者に依りて負擔せらるゝは經濟學上争なき所なり從て今回の課稅は露國人民の

負擔にして之が爲め日本國民は何等の損失を蒙る可しと認むるを得ずとの露國の返答を得て遂に我國の抗議は有邪無邪の間に葬り去られたりと云ふに至りては餘りに我當局者の無定見なるに驚かざるを得ざる也。彼の日露協約及東清鐵道の一部譲受けの如き我國に取りて決して不利なりと爲さず。然れども我朝野の政治家は徒らに外形の華々敷きを見て實際上の利益問題を等閑に附し去るの弊あり。歐米國民の所謂經濟的外交の如き我國の多く注意せざる所にして今回の日露協約中に亦東部西比利亞の關稅問題に關し規定する所無かりしは吾人の極めて遺憾とする所なり。之を彼の獨逸が日露戰爭中に露國に對し好意的中立を守りたる其報酬として從來の懸案たりし露獨通商條約の改訂に成効し其工業品輸出の上に多大の便益を收めたるに比すれば果して如何、吾人は歐米國民の外交に經濟的考慮の常に第一に推さるゝを觀過する能はざると同時に此點に關し我國民の餘りに淺慮なるを慨せずむば非らざる也。

獨り東部西比利亞に對してのみならず、佛領印度、米領フヒリッピン、蘭領印度、濠洲等我國との地理的關係の遠からざる地方にして將來我輸出貿易の發展地として翹望せらるゝ方面に對しては何れも經濟的外交の肝要なるを認めざる能はず。然も之等の地方に實施せらるゝ其經濟政策に至りては世間に之を研究しつゝ、有るもの極めて稀なるが如し。是れ吾人の甚だ遺憾とする所以にして敢て露國の夫れより着手したる次第なり。

但し是等歐米殖民地中經濟政策上の自主權を享有し本國政府の意向如何に拘らず當該地方の任意に其政策を決定し得るは獨り濠洲あるのみにして他は悉く本國政府の意思に由りて左右せらるゝものとす。從て是等極東殖民地の經濟政策を研究せんと欲せば勢ひ其本國の政策に付きて研究せざるを得ず。而して露國の場合に於て殊に然りと爲すは言を俟たざる所なり。

Prokopowitsch; Ueber die Bedingungen der Industriellen Entwicklung Russland.

Zweig: Die Russische Handelspolitik seit 1877.

Witschewsky: Russlands Handels, Zoll- und Industriepolitik von Peter dem Grossen bis auf die Gegenwart.

Berichte über Handel und Industrie des Reichsamt des Innern. Berlin.

Das Handelsarchiv. Berlin. Bayerdörffer: Der Zolltariff russland.
Conrad-Jahrbücher.

而して英文の著書中には露國及西比利亞の經濟政策殊に關稅政策に關する著書の殆ど見當らざるは吾人の大に遺憾とする所なり讀者にして之を知らるゝ有らば幸に示教せられん事を希望するや切なり。

二 戰時に於ける關稅の増徴

吾人は露國の關稅政策に付きて論述するに先ち今回の戰爭に關聯して露國が其關稅を引き上げ以て戰時財政の一端に充當したるの事實を掲げんと欲す。特にバイカル以東即ち我國と貿易上の關係最も近接する方面に於て如何なる結果を生ずるに至りしかに付きて一考せんとするものなり。

露國は昨年三月廿五日を以て輸入稅率の改定を行ひ同日より之を實施するにしたり其結果露國內に輸入せらるゝ各種の商品は原則として従前に比し一割の増徴を受くる事となれり但し是れには諸種の例外を設け輸入品の種類に由り即ち奢侈品の如き特に其稅率を加重せられたるのみならず戰爭の結果獨逸兩國との通商條約は無効に歸したるが爲め從來獨逸との通商條約を基礎となし之に對して最惠國待遇を享受したりし諸外國よりの輸入品は總て稅率加重の結果を見るに至れり就中一九〇四年の獨逸通商條約は獨逸に利する所頗る多くして露國に取りては尤も不利益なる條約なりしが故其條約の効力停止は之を基礎として最惠國待遇を受けつゝ有りし諸國に取りて最も不利を招ぐに至りしは明白なり。是が爲め諸外國は約二割乃至五割の増稅を受けたる結果となり殊にコンヤク其他の酒類は十七割八分の増徴となり其影響尤も少なかりし物品も尙一割三分餘の増徴を見るに至り全然稅率に變更を及さざりしは僅かにコ、ア以下の九種を算するに過ぎざりしなり。

以上の稅率改定及獨逸兩國との協定稅率廢止の結果影響を受けたる我重要輸出品を擧ぐれば大要左の如し。

イ 歐露に對する重要輸出品

品 目	舊稅率	現行稅率	増加歩合
木 臘 一布度	三三・一	三六・四	一割

大正三年度輸出額 一二、五〇〇

樟腦	一布度	精粗	五〇、九〇〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇	二二割	二八、五七八
ヨード	加里		一〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	一、二割	三四、六七〇	
竹材			〇、一五	〇、一六	一割	一二、七四九	
寒天			一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇	一割	三九、一七三	
糸瓜			〇、一五	〇、一六	一割	一四、一一一	

以上の外歐露に對する我重要輸出品たる生糸の稅率は幸に伊太利との協定に均霑したりしが爲め依然一布度八留に止まりしは喜ぶ可し。

ロ、極東露領に對する我重要輸出品

品目	舊稅率	新稅率	増加	大正三年輸出額
樟腦 一布度	五〇、〇〇九	六、〇〇八	二二割	一六八、八七〇
打綿	五、七五五	七、九〇四	二二割	二二二、八一六
綿織糸	一、二〇〇	一、一三三	三四割	三七、〇八三
木綿及生金巾	〇、五七五	〇、七七一	三割	一〇二、七五三
羅紗	二、一五〇	二、四四一	二割	四五九、四二四
漁網	一、〇五	二、九七七	一割	四四六、二五一

綿メリヤス 肌衣	〇、七五	一、六五	一六割	三七、一五五
靴 足袋	同上	同上	同上	二四、七一七
陶磁器	三七、八〇〇	一〇、四九	一割以上	一三、六三四
醫療器具	九、〇〇	四一、五八	四割、七	四三、二六九
苧麻	一、〇五	一、一五	一割	三七、四六一
ブランケット	二、〇〇	二、四七	一割	二七、〇九八

茲に吾人の注意す可きは極東露領への輸入に對し露國は貨物の種類に由り其陸路より來る場合と海路に由る場合とを區別し陸路輸入に對しては少しく其稅率を高くするもの有る事之なり、即ち羅紗、セルヂス、綿メリヤス、肌衣等之にして浦鹽貿易を歡迎する所以也、然るに露國は戰爭の繼續すると共に其財政上益々困難を來したりしかば之を救ふの一端として更らに昨年十一月三日を以てバイカル以東に於て從來無稅品として輸入を許したりし物品に課稅す可き旨を公布し同年十二月七日より右規定を施行する事としたり、而して此關稅改正に由りて我國よりの輸出品にして打撃を蒙る事となりし重要品目及大正三年度に於ける其輸 outcomes 金額等は左の如し。

らざる障害を與へつゝあること之に依りて明白なりと云ふ可し。殊に吾人の注意すべきは貿易の關係が地理的位置に依りて影響せらるゝの事實として、例へば關東の輸出品は多く米國に向ひ、關西地方は支那南洋等に其販路を開拓しつゝ有るが如し。而して北陸、東北、北海道等の地方は露國殊に極東露領と最も密接なる貿易關係を有し、果實、野菜、米穀、其他の重要對露輸出品は多く是等の地方より供給せらるゝ有様にして、將來我北日本の經濟的發展は實に對露貿易の消長と大關係を有するものと云はざるを得ず。然るに是等地方よりの對露輸出は近年に至る迄殆んど見るに足る可きもの無き有様なりしも、數年來漸く其面目を新たにするものありて前途大に望を囑す可きもの有りたるは明治の末年に於て二百萬圓臺に過ぎざりし我對露輸出が大正二年度に於ては四百八十九萬七千餘圓に達したるの事實に由りても之を察知するに難からざりしなり。然るに其輸出が大正三年度に至り百九十六萬五千圓に減少したるは明かに前記貿易障害の加はりたる結果なりと斷せざるを得ず。而して昨年度及今年度に於ては戰爭の進行と共に露國より多額の軍需品注文到達したるが爲め從て我對露輸出を激増せしめたるは見易きの

道理なれども然も直接戰爭の原因より誘發せられし輸出は戰爭の終結と共に忽ち終止するに至る可きは疑を容れざる所なり。

されば將來永遠に我對露貿易の伸展を期せんと欲せば軍需品供給の如き一時的現象に依頼せずして飽くまで常道を辿り日常生活に於ける相手方國民の需要品を供給するの方針に出でざる可らず。而して此常道を辿る爲めの障害物は一日も早く其撤廢を期せざる可らざるなり。況んや北日本將來の發展は兎に角、現在に於てさへ日本國中經濟上の發達最も幼稚なるは北日本に外ならざるが故、是等地方の振興策としても亦對露貿易の問題を等閑に附し去る事を許さざるに於てをや。吾人は彼の日露協約及經濟會議と稱するが如きもの其聲のみ徒らに大にして其效果の果して幾許なるやを疑はざるを得ざる也。

三 露國關稅政策の特徴

露國の近世關稅政策の内容に立ち入りて論述するに先ち吾人は其特徴と認め、可き諸點に付きて一言し置くを利益なりと信ず。蓋し露國の關稅は其本國に於けると極東露領に於けるとを問はず常に是等の特徴を具へたる主義方針に由りて

左右せらるればなり。露國近世關稅政策の特徴は(一)財政上に國庫の收入を豊富ならしめんとすること、(二)保護政策に依りて内地産業の發達を計らんとすること、(三)外資輸入と關稅政策を聯結せしめんと欲すること。殊に以上の三目的を同時に遂行せんとする事之なり。

然れども是等の目的は必ずしも豫期の如く到達せらる可きに非ず、何となれば餘りに産業の保護に重きを置くに於ては勢ひ輸入稅率を非常に高からしめて其結果輸入を激減し爲めに國庫の收入を失ふ可きのみならず引きては益々國民經濟を鎖國的状態に陥るの外無かる可ければなり。然れども此三目的たるや先天的に相衝突背馳するものなり、どの自由論者の主張も一概に信用す可きに非らざるなり、即ち或一目的に對し極端まで之を遂行せんと欲して一切他を顧みざる場合は格別各方面に適當の注意を拂ふ事を怠らざるに於ては收入と保護と外資の利用とは或程度まで併立するを妨げざる也。即ち禁止稅に非らざる保護稅は國庫の收入を増加す可く外資は國內の保護せられたる産業を發達助長するに與つて其力ある可きや疑を容れず。

然れども露國の場合に於て果して以上の三目的を同時に達するを得たりしやと云ふに頗る之を疑問とせざるを得ざれども兎に角に近世露國政治家の理想は此處に存したりしもの、如し而して何れの國たるを問はず凡そ製造工業を保護發達せしめて所謂商工立國に推移せんとする場合には精製品に對して最も高稅率を規定し、半製品より食糧品に至るに従ひ漸次其稅率を減するの常なるに獨り露國に在りては食糧品及び半製品、原料品の如きは其供給國內に豊富なるが爲め殆んど之を外國より輸入するの必要なく、僅かに茶、コーヒー、ゴム、ア等の熱帶産物を輸入するに過ぎず、故に是等に對する重稅は寧ろ收入主義に原くものと見るを得可し。之に比すれば精製品は却て比較上其稅率を引下げ置くの常なり。之れ露國の如く大なる領域を抱擁する國家にして初めて實行し得る所にして商工業の盛なると共に國內の人口大に増加し、其増加したる人口を内國産の生活資料のみを以てしては到底之を養ふに足らず、同時に其製造工業の原料品も之を外國より輸入せざる可らざる状態に在る獨逸、日本、伊多利等とは頗る其選を異にする所なり、今一八八〇年以後の食糧品、原料及半製品、製造品の三項目に付き課稅の平均割合

を示せば左の如し

年次	食糧品	原料及半製品	製造品
一八八〇	三三、一	一一、七	一六、六
一八八五	四一、一	一三、八	二四、九
一八九〇	五九、六	一八、三	二六、〇
一八九五	六三、九	二四、五	二四、一
一九〇〇	七一、七	二三、七	二四、六
一九〇五	七三、四	二五、六	二二、三
一九〇八	五〇、九	二五、二	二四、八

斯くて露國の關稅收入は輸入品價格總額の三割六分五厘に達し國庫總收入の一割七分に達するの事實は收入主義に重きを置く證左と認むるを得可く、露國從來の國是たりし領土擴張、軍備充實及び鐵道の建設等は年々多額の國庫支出を必要としたりしより、此必要に應せんが爲め出來得る限り關稅收入を増加せしめんと試みたること争ふ可らざる所なりとす。

但し近世露國の關稅政策を以て偏に收入主義に由るものと見做す可らざるは勿論にして其財政家は之に依りて輸入を制限して輸出を促進し以て貿易關係を自國に順ならしめ依りて以て正貨の流出を防ぎ國民經濟上の權衡を保たしめんと企てたること争ふ可らず。殊にクリミア戦争の前後より西歐諸國に對する債務噸に増加し且つ官民の經營に係る鐵道を初め各種の事業に對し外國資本の國內に輸入せられたるもの少なからず、其利拂は年々巨額に達したりしかば之に應せんが爲めには是非とも貿易上に輸出超過を現出せしめざる可らずとは歴代露國財政家の念頭を惱したる所にして之が爲め多々益々輸入税を増徴して輸出を抑制せんと務めたりき而して此政策は或程度まで成效したるの事實は左表に依りて明かなる可し。

年 度	出 超	年 度	出 超
一八六六—七〇	〇、四 ^{百万}	一八七一—七五	九五、二 ^{百万}
一八七五—八〇	九、五	一八八一—八五	五五、六
一八八六—九〇	二三、八、六、	一八九一—九五	一五八、〇
一八九六—一九〇〇	九〇、九	一九〇一—〇五	三〇九、二
一九〇六—〇八	一九五、一		

露國近年の貿易状態は斯の如く好況を呈したれども然も一面に於て外債若く

は輸入外資に對する利拂は一八九五年に於て一億四千三百萬留を算し一九一〇年に於ては三億留に達したるの事實に對照せば露國の輸出超過は其國民經濟に取りて必ずしも樂觀す可きものに非らざりしを知らざる可らず。否なウイツテの藏相時代に佛國其他の西歐諸國より盛に外資を輸入したりしが其利拂は毎年三億留内外に上りたるに拘らず輸出超過は年の豊凶に由りて相異したりしも多くは其利拂額に達せざりしが爲め其不足は新たなる外資の輸入に由りて之を填補するの外なかりしなり。是れ恰も今回の歐洲戰爭發生以前の我國の經濟状態に髣髴たるものありしなり。唯露國は我國に比し富源の多大なる點に於て同日の談に非らざりしが故外債を以て外債の利拂ひに充當したればとて我國民の如く甚しく悲觀せざりしなり。而して一方に於て盛に外資を輸入したりしに拘らず尙ほ輸出超過を見たりしは新たに年々輸入する其外資の額よりは從來既に輸入したる外資巨額に達し其利子の額大なりしが爲め自然輸出超過を促したりしこと勿論なり。雖も然も之と同時に非常の高關稅を設定して以て輸入を極力少なからしめんと務めたること有力なる其一原因たらずむば非らざる也。

自由貿易論者は輸出と輸入との早晚相平均せざる可らざることを前提となし、引きて輸入を抑制せんとする人爲作用を非難するの常なり。露國に在りても彼の Die Zollpolitik Russlands in der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts の著者として其名を知らる Prof. Soboleff の如き亦實に此見解を持するは明かにして教授は同著書八四九頁に於て

Im Mechanismus des internationalen Tauschverkehrs Kräfte existieren, die die Fähigkeit besitzen, das gestörte Gleichgewicht des Inn-und Exportes wieder herzustellen. Es ist nicht notwendig, um eine künstliche Verminderung des Importes durch Auflegung eines Zolles zu sorgen, da der Staat immer einen solchen Import hat, der seiner Zahlungsfähigkeit entspricht. Die ganze Zollpolitik nach dieser Richtung hin ist nichts anderes als ein Missverständnis.

と稱したるもの一部の眞理たるに相違なきなり。然れども多大の外國債を有する國家に取りては自然に之を放任するに於ては非常なる經濟上の惡影響を生じ遂には一時財政的破産の境遇に陥り政治的にも危險の恐れなしとせざるなり。蓋し外債其物が人爲的手段の結果として現出したる所のものに外ならざるが故之

より引きて國際貿易關係上にも亦變體を生ずるに至るは明かにして要は此變體に處するに當り尤も合理的なる人爲手段を必要とするものなり。即ち露國近年の實例の如く外資の利拂は年々三億留に上り夫は必ず之を支拂はざる可らざる義務あるに拘らず輸出超過は年の豊凶に依ること勿論なりと雖も多くは之を補ふに足らず年々一億乃至二億の負債を國際貸借關係に残す場合には將來に於ける國內富源の開發と之より生ず可き大なる輸出の超過を見越して依然外資を輸入し其一部を以て既存外資の利拂に充當するか然らずむば出來得るだけ輸入を抑制して輸出を奨勵し以て急激なる正貨の流出を防ぎ國內經濟界を非常の危險状態に置くを避けざる可らざればなり。此點に關し吾人はウイッテ其他の實際の局に當りて財政家の主張を是認すると同時に Prokopowitsch 氏が其著 *Über die Bedingungen der industriellen Entwicklung Russland* 中に於て下の如く論斷したるに賛せずむば非らざるなり。

Unter diesen Umständen ist ein zielbewusstes Einwirken auf die Handelsbilanz keineswegs ein «Misverständnis,» sondern eine der Hauptaufgaben der Finanzpolitik. Gewiss, je grösser der Goldvorrat im Lande, desto geringer die Gefahr unangenehmer Ueberraschungen.

而して外資の利用と保護政策とが相關聯して離る可らずとはウイッテの意見にして

Die Produktivkräfte Russlands wurde erreicht, nicht durch die schaffende Arbeit, ausschliesslich unserer verhältnismässig geringen Kapitalien (wozu Jahrhunderte notwendig gewesen wären), sondern auf dem Wege, den alle Völker gegangen und den zu beschreiten Russland immer bestrebt gewesen war. Dieser Weg ist die Entwicklung einer eigenen bearbeitenden Industrie vermittels des Schutzzolls und die mögliche Beschleunigung dieses Prozesses mit Hilfe der Kapitalien der ökonomisch fortgeschrittenen Länder.

Das Ziel der Schutzzollpolitik besteht darin, dass man den Zustrom der ausländischen Waren verhindert und die Kapitalien heranzieht, indem man ihnen besondere Vorteile gewährt. Auf diesen Wege, d. h. durch die Heranziehung ausländischer Kapitalien, haben ihre industrielle Macht alle nunmehr ökonomisch fortgeschrittene Länder—England, Deutschland, Nordamerika—geschaffen.

又會て露國の商工務大臣たりしハムロー氏の如きも其著 *Ueber die Frage von der Bedeutung ausländischer Kapitalien* 中の二二三乃至二四頁に於て「Das die Heranziehung ausländischer Kapitalien immer und überall, nicht nur bei uns, ein Ziel der Zollschuttpolitik ist, ergibt sich schon daraus, dass eine solche Politik nur in den jungen Ländern, die ihre eigenen Kapitalien nicht besitzen, erforderlich ist und dort einen Sinn hat.

Zu diesem Zwecke schafft das Land selbst eine Prämie in der Gestalt eines hohen Tarifsatzes; es

entschliesst sich folglich, Opfer zu tragen, denn das Land wird benötigt, die heimischen, zunächst vielleicht schlechteren, Produkte teurer zu bezahlen. Aber das alles wird getan natürlich nur in der Ueberzeugung, dass diese Prämie das ausländische Kapital heranziehen und die Gründung von technisch gut bedienten Betrieben ermöglichen wird. Hätte man das nicht im Auge, so wäre die ganze Zollschutzpolitik eine Absurdität und sie hätte nie und nirgends das Ziel erreicht (was aber durchaus nicht der Fall ist). In der Tat, in diesem Falle hätte der intensive Schutz nur den Erfolg gehabt, dass das heimische Kapital von einem Produktionszweig zum anderen überginge ohne jeglichen Nutzen für das Reich. Man muss somit unbestreitbar anerkennen, dass eines der Hauptziele der Zollpolitik die Heranziehung des ausländischen Kapitals sei, da nur unter dieser Bedingung das Endziel der Schutzzollpolitik — die Entwicklung aller Produktivkräfte — erreicht werden kann.

と稱したるが如き近世露國財政家の意見たる外資輸入と産業保護とが密接離る可らざる關係を有し、此關係の切實なる場合に於てのみ保護政策は其目的を達するを得可しとの見解を窺ふ可きなり、然も此種の議論は自由貿易論者に依りても從來論議せられざりし所たるのみならず、保護論者も亦多く主張せざりし所にし、て、リスト、ケリー、ハミルトン等の保護論中には此種の意見現はれたりしを見ず、されば斯の如きは全く露國其他の富源充實するも之を開發するに必要なる資本の

缺乏せる新開國あり一方には英、佛、獨等の資本供給國の現はるゝに至りし近世々界經濟界の特殊なる事狀より自然に經驗せられ、自然に發見せられたる論理なりと云ふを得可し、但し吾人の茲に觀過す可らざるは保護政策に依りて務めて外國品の輸入を防遏せんとすれば夫れだけ經濟的に鎖國主義を實行せんとするものに外ならざるが故、諸外國に對して好感を與へざるや云ふまでもなく、殊に言語文字法律慣習を異にする場合に外國人が自ら其國に來りて事業を經營し若くは簡人の事業經營者に資本を融通するが如きことを好まざるが故、勢ひ其外資の輸入は政府公債の形式を取るに至る事之なり、されば露國の場合に於ても政府の鐵道公債は外資の大部分を占むるは元より當然として露國に輸入せられし外國資本中其八割は政府の負債に屬し僅々二割のみ私人の負債に屬すと云ふは決して偶然に非らざるなり、

要するにウイットテ及フヘドロ一氏等が外資輸入と保護政策とを結合し以て一舉に兩得を爲さんと欲したるは財政經濟上に一隻眼を有するものと云ふを得可し。然れども此等財政家の思考したるが如く果して満足す可き結果を實際の上に

生じたりや否やは大に疑なき能はざるものあり、即ち此政策の結果佛獨諸國の外資が輸入せられざりしに非ず、西比利鐵道を初め全國各地の官有鐵道は殆んど皆外債の力を借りて之を布設したるものと云ふを得可く、又各種の工場勃興し、勞働者の數亦逐年増加しつゝ有りしは争ふ可らず、然れども世界に殆んど其比類なき高度の保護政策は果して幾許の實效を齎したるや、吾人は露國が今も尙ほ歐洲各國中製造工業の尤も後れたる國たるを認めざる能はず、今回の戦争に際しても亦無數の兵丁を有するに拘らず兎角獨逸の爲めに敗北せざるを得ざりしは其工業の發達幼稚なりし結果兵器彈藥の供給不足を告げし爲めなりしこと世界周知の事實なるを以て見れば保護の目的は今後は知らず今日まで充分に達する能はざりしと云ふも敢て過言に非らざる可きなり。

四 露土戰爭前の自由政策

露國の近世的關稅政策の實行は一八七七年露土戰爭の發生と共に當時の大藏大臣ロイテルン伯に依りて其基礎を樹立せられしものと云ふを得可し、此時以來露國の關稅政策は頗る秩序的となり従前に比し其面目を一新したる所少なから

故に近世露國の關稅策を論ずる者は多く一八七七年の關稅改正を以て其出達點と爲すの傾ありと雖も然も今日世界各國に殆んど其比類稀なる保護的關稅の眞の創設者はピーター大帝なりと云はざるを得ず、蓋しピーター以前に在りては露國の關稅制度は極めて粗雑にして唯政府財政の一助として輸入貨物に輕微の課税を爲したるに過ぎざりし也、然るにピーターは其西歐諸國遍歷中マートカンテイリズムの全盛を目撃して歸來之を自國に實施せんと務めたるは史上に明かなる所にして殊に彼は軍事上の必要より兵器彈藥及被服織物等の生産を獎勵しベトログラードを建設して外國貿易の發達を計る等注意到らざる無かりしが一七二四年を以て保護的關稅を規定し國內に於て生産可能なる物品に對し特に重稅を課し同時に露國の特産物にして諸外國の必需品に對しては亦少なからざる輸出税を課したりき、次でエリサベス女皇の時代に於て總ての内地關稅を撤廢シカザリン二世に至りて更らにピーターの政策に一步を進め一七八二年を以て原料品の輸入税を全廢若くは輕減し其輸出に重稅を課し内地に産出する貨物と然らざるものと更らに其必需品なるや奢侈品なるやに依りて夫れ々々稅率を異にする

の方針を採用したり。

斯くて一九世紀に移るや吾人は前掲一八七七年の關稅改正に至るまで三期の變遷を認むるを得可し、其第一期は一八三二年に至るまでアレキサンダー一世に依りて實行せられし自由主義の時代にして彼は務めて不必要なる關稅を撤廢若くは輕減して以て内地消費者の利益を計ると同時に斯くて諸外國の感情を融和し依りて以て其輸出を増進せしめんと欲したりき、然もナポレオン戦争に關聯して露國は多額の國費を必要となし、之に應せんが爲め一八一〇年高度の輸入税を徵收せざる可らざるに至りしも一八一六年を以て之を撤廢して再び自由政策に歸りたりき、然も當時の露國産業状態を以てしては西歐諸國との競争に對して自由政策を維持するに餘りに大膽なりし嫌あり、綿織物、砂糖其他の産業何れも少なからざる打撃に遭遇したりしより漸く自由政策に對する反動を促すに至り遂に一八二二年より四四年に至る十二年間のカンクリン藏相の保護政策時代と一變するに至りたり、即ち普漏西を初め諸外國に對する從來の條約を破棄して新たに關稅則を規定し内地に於て生産豊富なる一切の工業品の輸入を禁止し、奢侈品に高税を賦

課し僅かに原料品機械及器具類の税率を免じ或は之に手加減を加へたりき、カンクリンの在職中關稅改正を行ふこと前後七回に及びたりしが殊に一八四二年の改正に依りて各種の輸入品は高税率の爲め事實上の輸入禁止に異ならざりき、斯の如き斷然たる保護政策採用の結果は内地工業の勃興を促したるや云ふまでも無き所にして今日露國の工業地として知らるゝモスコ、ウラヂミール、コストロマ等は孰れも此時代に頭角を現はし來り關稅收入も藏相就任當時の千百萬留より二千六百萬留に達し年々輸出超過を見るに至りたりき。

然もカンクリン藏相の甚しき保護政策には其弊害も亦之に伴ふを免れざりき、即ち一面に於ては密輸入の盛なるに至りしと他は露國の禁止的保護政策に對し自餘の歐洲諸國は復讐的に其關稅を引き上げたるが故露國輸出の大宗たる農産物は其販路を脅かさるゝに至りしのみならず、極端なる保護政策の結果一般物價を騰貴せしめて其生産費を多大ならしめ引きては外國市場に於て他國との競争に不利益を感ずるに至りたること之なりし也。

茲に於てか一八四五年五月の勅語を以て新關稅則を設定す可き旨を公布せし

めたれども空しく數年を経過し漸く一八五〇年を以て其改正を實行し時代は再び自由主義に一轉して爾來一八七七年に至る迄其根本方針を動かす事なかりし也。

一八五〇年の改正と共にポーランドとの關稅境界を撤廢し輸入禁止を輕減し染料、木綿、金屬其他の稅率を減じ、輸出稅も或は全廢し若くは之を低減したり、次で一八五七年の改正を以て原料品及半製品に對し一般に其稅率を減じ輸出稅も亦頗る之を低減したりしが越て一八六八年に至り政府は又々關稅則を改正したり一八六八年の此關稅則は自由主義時代の模範的關稅として知らるゝが故吾人は少しく其内容に立入りて觀察せんと欲するものなり。

右關稅則は輸入品中二百五十三種目を列舉し之を(一)無稅品(二)有稅品(三)輸入禁止貨物の三種類に大別し輸出品に付きては七種目を限りて尙ほ輸出稅を存續せしむることなし、(二)無稅品を分ちて更らにa、食料品、b、原料品及半製品、c、動物、d、製造品となし、aは米以外の穀物、野菜、特に摘記せられざる食料品等を包含し、b中には内地の製造工業の原料品二十を列舉し、d中には主として機械器具、船舶、學術

上の用具等を包含せしめたり(三)有稅品も亦a、食料品、b、半製品及原料品、c、製造工藝品の三部に別たれ、更らに夫れ々細別せらるゝ所ありき、例へばa、食料品を奢侈用食料品と普通食料品とに區別し前者は重稅を課し後者は苟くも内地産品と競争せざる限りは極めて低率の課稅をなしたり、b、半製品及原料品に付きては極めて少數の種目を限り從來に比し高稅を賦課したる外多くは其稅率を低減し、c、製造工藝品は(イ)石、及粘土製品(ロ)金屬製品(ハ)木、ゴム、麥稈製品(ニ)毛及毛皮製品(ホ)織物(ヘ)雜種の六種に區別し是等に付きては或は新たに課稅せられたる物あり或は從來に比し却て増率せられたるも有りしと雖も然も大體に付て云ひば一般に其稅率を低減したるや争ふ可らず。

(三) 輸入禁止品は専ら警察上の理由に原き規定せられたるものにして武器、彈藥、爆發物、毒物、カルタ、樽入火酒等を含み、就中武器、爆發物等は當時の露國內政上に於て尤も其取締を嚴にするの必要ありしや言を俟たざる所なりき。而して輸出稅の存續せしは加工せられざる骨蠶種、襪、亞鉛礦等にして鐵礦は殊にポーランドより輸出するを禁じたりき。

一八六八年の改正關稅に付きては多數學者は自由主義の捷利なりと認めれども中には却て保護政策の復活なりと評するも無きに非ず例へばステイダの如き後説を採ると雖も然もピーター大帝の初めより最近に至るまで露國の關稅政策中には純然たる意味に於ける自由政策は皆無なりしと云ふを妨げず故に六八年の關稅則の如きも七七年以來の高關稅に比すれば頗る穩當にして之を稱して露國の自由主義時代の一大產物と云ふも決して過言に非らざる可し。

此政策の結果は露國の經濟界に好影響を及したりと認む可き點少なからず即ち之を外にしては諸外國の反感を和げて其輸出販路を擴張し内にしては一般物價の騰貴を抑制し得たるのみならず農工業者は低廉なる外國機械器具等を購入利用するを得たる等之なり然れども之と同時に鐵道建設其他の爲めに外國資本の流入するもの少なからず而して其外資たるや多くは物品輸入となりて現はれ來りたるが爲め貿易關係の上に於ては從來の輸出超過の大勢は茲に一變して輸入超過を繰返すに至りたり即ち六九年以來七六年に至る八年間に合計五千二百九十八萬餘留の輸入超過を見たりきこは元より憂ふ可きの現象に非らざりしや

明かなれどもさりながら此自由政策を以て唯一の眞理なりと論斷するの不可なるはツワイグ氏が評して

Falsch ist es indessen, wenn man auf die liberale Periode als das einzige richtige System hinweist, wenn man die heutige russische Handelspolitik als eine Verringung von richtigen Weg verurteilt. Die Handelspolitik ist stets eng verbunden mit der gesamten politischen Lage, sie kann nicht von rein wirtschaftlichen Momenten abhängig gemacht werden; auch andere nicht unmittelbar wirtschaftliche Gesichtspunkte müssen berücksichtigt werden.

と稱したりしもの其當を得たるものと云ふ可し兎に角に此自由政策に基く關稅法も一八七七年露土戰爭の發生と共に之を維持する能はざるの運命に陥り此時以來露國の關稅政策は更らに新たなる進路を辿るに至りたり、